

交野市生産緑地地区の区域の規模に関する条例(素案) についてご意見を募集します

1. 生産緑地とは

生産緑地地区とは、良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図る制度です。この生産緑地地区に指定された農地等を生産緑地といいます。

生産緑地に指定されると、農地として管理しなければならず、また、建物等の建築などの行為が制限される一方で、固定資産税等の減額や相続税の納税猶予など税制上の優遇措置を受けることができます。



2. 条例制定の目的

近年、農産物の供給や防災、農業体験・学習の場等の多様な機能によって都市農業に対する評価が高まってきています。こうした背景の下、国によって平成28年に閣議決定された都市農業振興基本計画において、農地を「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」と大きく転換し、平成29年6月15日に施行された「都市緑地法等の一部を改正する法律」に伴い、生産緑地法(以下「法」という。)及び生産緑地法施行令(以下「政令」という。)の一部が改正され、これまで生産緑地地区を定める場合には一団で500平方メートル以上の区域が必要とされていた規模要件を、300平方メートル以上500平方メートル未満の範囲内において、市が条例で定めることができるようになりました。

交野市では、今般の法及び政令改正等を踏まえ、都市内における緑地機能及び多目的保留地機能を有する優れた農地等を更にきめ細かく保全することで、良好な都市環境の形成などに資することを目的として、区域の規模要件の緩和について検討を行ってきました。

この度、「交野市生産緑地地区の区域の規模に関する条例(案)」を取りまとめましたので、パブリックコメント制度により、市民の皆様からのご意見を募集します。

3. 条例素案の内容

生産緑地地区の区域の規模を「300㎡以上」とすることを定めます。

4. 交野市生産緑地地区の区域の規模に関する条例(素案)

(趣旨)

第1条

この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、交野市における生産緑地地区に定めることができる区域の規模について定めるものとする。

(区域の規模)

第2条

法第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模は、300平方メートル以上とする。

この条例素案の内容については、広くパブリックコメントでご意見を募集し、意見を参考に議論を重ねることを目的に作成したものであり、その内容がそのまま条例案になるものではありません。

5. 参考(関係法令)

1) 改正生産緑地法 抜粋

(生産緑地地区に関する都市計画)

第三条 市街化区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の規定による市街化区域をいう。)内にある農地等で、次に掲げる条件に該当する一団のものの区域については、都市計画に生産緑地地区を定めることができる。

一 (略)

二 五百平方メートル以上の規模の区域であること。

三 (略)

2 市町村は、公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、前項第二号の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、区域の規模に関する条件を別に定めることができる。

3 (略)

2) 改正生産緑地法施行令 抜粋

(条例で農地等の区域の規模に関する条件を定める場合の基準)

第三条 法第三条第二項の政令で定める基準は、三百平方メートル以上五百平方メートル未満の一定の規模以上の区域であることとする。

4. 意見の募集期間

募集期間:平成31年4月8日(月)から平成31年5月7日(火)

※郵送の場合は平成31年5月7日(火)の消印有効

5. 意見を提出できる人

- 1) 市内に住所を有する方
- 2) 市内に事業所(事務所)を有する方
- 3) 市内にある事業所(事務所)に勤務する方
- 4) 市内にある学校に在籍する方
- 5) 市税の納税義務がある方
- 6) その他、この案件に利害関係がある方

6. 意見の提出方法

- 1) 郵便(〒576-8501 交野市役所 都市計画課 宛)
- 2) ファクシミリ(072-893-2636 都市計画課 宛)
- 3) 電子メール(送信先: tosi@city.katano.osaka.jp)
- 4) 持参(交野市役所 別館 2階 都市計画課)

※意見には住所・氏名(団体名)を記載してください。記入用紙は任意の書式で結構です。

7. 留意事項

- ・提出いただいた意見等の全部または一部を公表することがあります。
- ・提出いただいた方の住所、氏名等の個人情報部分は公表いたしません。